

第69回

「改正個人情報保護法セミナー～どうなる,どうする,企業の実務～」を終えて

新進会員活動委員会委員 濱本 孝也 (67期)

2017年2月20日,当委員会主催にて「改正個人情報保護法セミナー～どうなる,どうする,企業の実務～」と題する個人情報保護法に関するセミナーが開催されました。そこで,本セミナーの企画と実際に開催されたセミナーの様子等について報告させていただきます。

セミナーの企画について

1 2016年11月,当委員会の委員から,中小企業を対象としたセミナーを開催し,当委員会と中小企業との交流を深めつつ,弁護士としてスキルアップを図るセミナーを開催してはどうかとの提案がなされました。同月開催の本委員会で諮ったところ,多数の委員がこの提案に賛同したため,セミナー開催に向けての準備がスタートしました。

セミナーのテーマを検討するにあたっては,2017年5月30日施行の個人情報保護法改正により全ての事業者が個人情報保護法の適用対象となるため,これまで対象外であった中小企業の担当者が,同法改正についての関心が高いと考えられました。そこで,改正のポイントと改正後の実務的対応を主とする内容をテーマとしました。

セミナー講師は当委員会副委員長(当時)の伊藤慶太委員が担当し,各委員が知り合いの中小企業に声をかけを行うとともに,当会のウェブサイトに開催の告知を載せていただく方法により,セミナーの参加者を募りました。

開催形式としては,1時間程度のセミナーの後に1時間程度のワークショップを行う2部構成としました。セミナー内における質疑応答形式ではなくワークショップ形式としたのは,その方がざっくばらんに意見交換することができ,十分な交流ができると考えられたからです。

2 企画提案から開催までの準備期間が3か月と短期間で

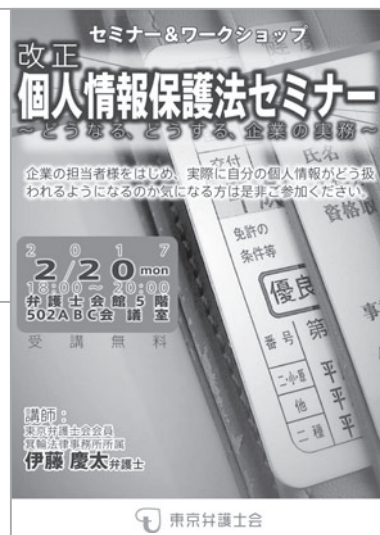
はありましたが,佐々木広行担当副会長(当時),成田慎治副会長

(当時)のお力添えと当会業務課のご支援のほか,関係各所のご協力を得て開催ができました。特に相川泰男会員,田島正広会員,関義之会員をはじめとする当会中小企業法律支援センターの皆様には,企画段階から,実現まで,各段階で,貴重なご意見をいただきました。特に,委員会全体会の中でお時間を割いていただき,伊藤慶太委員のプレゼンテーションについてアドバイスを受けたことで,本番までに今回のセミナー内容につき改善をすることができました。この場を借りて心からの感謝を申し上げます。

開催されたセミナーについて

1 参加者について

セミナーには15社から事前に参加のご連絡をいただき,当日は,13社16名の方々に参加していただきました。当日に実施したアンケートによりますと,「知人等からの紹介」により参加した方が多数でした。複数名の委員が顧問先や知り合いの企業の担当者にお声かけをしたことにより,当日のキャンセルが少なく多数の方にご参加いただいた結果となったと考えられます。



また、当会のウェブサイト経由の申込みによりご参加いただいた方も2名おり、お二人は当会のウェブサイトを定期的にチェックしているとのことでした。

2 セミナーの状況

伊藤慶太委員によるセミナーは、個人情報保護法について知識を有しない人にも理解できるように、情報量を絞ったパワーポイントを補助資料として用いながら、個人情報保護法の改正というタイムリーなテーマについて要点を簡潔に説明するものでした。

その一方で、セミナー後のフォローアップに役立つよう、参加者の方には、セミナーで使用したパワーポイントとは別に、改正法の内容や個人情報保護法委員会が公表するガイドライン等の詳細が記載された資料も配付しました。

セミナー後のアンケートにご回答いただいた全員が、セミナーについて「大変良かった」または「良かった」としていたほか、その理由としても「改正法のポイントがよく整理されていた」「理解しやすかった」などと記載していただいていますので、参加者の満足度は高かったものと推察されます。

また、セミナー終了後、現行個人情報保護法適用対象の企業に勤務し、十分な知識を有していられる方からも、「知識が整理された」との感想をいただいています。

3 ワークショップの状況

今回は、セミナーの後に、当委員会の委員2～3名と参加者1～2名のグループに分かれてワークショップを行いました。事前の打合せでは会話が進まないグループが生ずることが懸念されていましたが、どのグループも会話が途切れることなく意見交換をすることができていたようです。

私が担当したグループでは、改正個人情報保護法の実際の運用がどのようになるかがメインテーマとなりました。

確定的な結論が出たわけではありませんが、企業の担当者が行うべき対策のイメージは提示できたといえましょう。

今後の課題と展望について

1 当委員会では、過去に単独主催のセミナーを企画したことがなく、今回のセミナーが初めての取り組みでしたが、上記のように参加者の満足度も高く、初回としては一定の成果を収めたといえるかと思えます。

その要因としては、中小企業法律支援センターのご協力もあり、伊藤慶太委員作成のコンテンツが対象者を意識したものになったこと、各委員による関係企業への声かけにより事前に一定数の参加者数を把握した上での内容検討ができたこと、当会ウェブサイトでの告知により、個別の声かけではお越しいただけなかったような規模の企業の皆様にお越しいただけたこと、セミナーの後にワークショップを取り入れて忌憚なき意見交換ができたことだと考えられます。

2 今後は、より質の高いコンテンツを作成すること、顧問先等の関係企業に対する声かけと当会ウェブサイトのほかに多数の参加者を確保する周知方法を模索すること、ワークショップ以外にもよりよい開催形式がないか検討すること、タイムリーなテーマを準備できるかということが課題となります。

また、当委員会は登録5年目までの若手会員で構成される委員会であり、マンパワーにも限りがあることから、他の委員会との共催によるセミナーとすることも選択肢の一つとなります。

当委員会では、弁護士会外部の交流を深めつつ弁護士としてスキルアップし、その過程で得た経験を弁護士会、特に若手会員と共有するという目的を達成するため、今回のセミナーでの経験を生かし、今後も様々な企画を立案していきたいと思えます。